

第6号様式

随意契約について

|       |           |
|-------|-----------|
| 公表年月日 | 令和8年10月1日 |
| 担 当 課 | DX推進課     |

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 契約業者名・住所 | 日本電気株式会社 千葉支店 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1<br>NECキャピタルソリューション株式会社 千葉支店 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1<br>(第三者賃貸方式 三者間契約)                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 工事等の名称   | 中間サーバ関連システム等賃貸借(再リース)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 工事等の場所   | 松戸市が指定する場所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 種 別      | 賃貸借                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 工事等期間    | 令和8年4月1日から令和9年2月28日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 契約金額     | 月額 23,089円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 工事等の概要   | 中間サーバ関連システム等の再リース契約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 随意契約の理由  | <p>社会保障・税番号制度は、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものである。また、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤を構築する目的とし、平成25年5月24日に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」とし、参議院本会議で可決された。</p> <p>本事業は、社会保障・税番号制度において、導入された中間サーバ及びそれに接続する関連機器やシステムの賃貸借である。中間サーバについては、地方公共団体情報システム機構が管理するものであるが、これ対して松戸市が保有する中間サーバ接続端末、中間サーバ管理端末から接続を行っている。</p> |

情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携においては、これらの中間サーバ関連システムの障害や問題の発生は、松戸市の各基幹系業務における情報照会及び情報提供業務、お知らせ情報の登録等の業務停止に直結する重大なものである。

よって、障害等を未然に防ぎ、中間サーバを利用した業務を支障なく遂行するため、本業務は、中間サーバ接続端末、中間サーバ管理端末の設定状況及び中間サーバへの接続状況等を熟知している事業者が最も適当である。

日本電気株式会社千葉支店にあっては、平成 27 年度作業における中間サーバ関連システム及びそれに接続する関連機器の導入事業者でもあり、中間サーバ設定状況及び接続環境等を最も熟知している。

また、本システムについては令和 7 年 2 月 28 日で長期賃貸借期間が満了し、令和 8 年 3 月 31 日まで再リース契約をしているが、前述のとおり現契約においては厳粛に業者選定しているとともに以下のとおりの条件を満たしている。

1. システム使用に関して、長期使用に伴う大きな障害は発生していない
2. 延長して賃貸借することにより構築期間の削減が図れるほか、導入後の安定稼働の担保を図ることができる。
3. 再リースによって、賃貸借料を減額することができ、コストメリットが生じる。

従って、本業務については、日本電気株式会社千葉支店を契約相手方として選定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約とすることが適法かつ妥当であると思料する。また、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 者からのみ見積を徴するものとする。